

北学総第 26-06971 号

平成 27 年 2 月 27 日

特定非営利活動法人 地球生物会議 (ALIVE)

藤沢 殿

北里大学獣医学部長

高 井 伸 二

「北里大学獣医学部における病理学実習に関する質問書」への回答書

貴会発質問書（2015 年 1 月 29 日付）を 1 月 28 日にファックスにて受領後、北里大学長の指示により直ちに本獣医学部に特別調査委員会（委員長高井伸二獣医学部長、委員 7 名。以下特別調査委員会）を設置し、内部告発事案についての調査を通して事実を明らかにするとともに、調査結果に基づき必要な対処を行ったのでその詳細を回答申し上げます。

1. 牛を無麻酔で放血死させたのは事実でしょうか。

今回の症例は、平成 26 年 12 月 16 日の農家巡回検診で黒毛和牛肥育牛（平成 25 年 2 月生まれ、22 ヶ月齢、去勢雄、体重 630kg）の体表リンパ節に腫脹が確認され、その後の血液検査によって牛白血病（成牛型）と診断されたものです。成牛型牛白血病は予後不良となりますので、農家は肥育を断念し、12 月 19 日午前中に農家によって大動物診療センターに搬入され、研究提供家畜として所定の手続きが行われました。牛トレーサビリティ法（正式名称：牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法）に従って、農家から北里大学への異動届を独立行政法人・家畜改良センターのホームページから行い、19 日午後に病理解剖棟に搬入、病理解剖された後に、死亡届を提出しました。

本学・獣医学部においては、自然症例の病理解剖に関しても、安楽死指針に沿った方法で実施して参りました。今回の症例についても、キシラジンによる鎮静、ペントバルビタールによる麻酔導入の手順でそれぞれの薬が準備（「北里大学獣医学部・動物実験・実習計画書」の安楽殺の方法に記載）されましたが、キシラジンのみが使用されました。参加学生並びに教員への事情聴取では、解剖準備などで牛への投薬は見ていないと答えた学生・教員が多く、その後の放血経過も通常の安楽殺と同様と感じていたとのことでしたが、鎮静・鎮痛・筋弛緩剤のみの投与での放血となりました。

「北里大学獣医学部・動物実験・実習計画書」には安楽殺の方法を記載する欄があり、牛の無麻酔状態での放血殺は動物実験として承認されません。従って、本学では牛の無麻酔放血殺は廃止されています。しかし、残念なことに、今回の事例は、動物実験委員会において承認を受けた安楽殺のプロトコルを教員が守らず、キシラジン処置下における放血殺を実施していたことは間違いありません。

調査の結果、無麻酔放血殺という内部告発が事実であることが判明しました。これまで本学・獣医学部における動物実験は、全て指定された安楽殺のプロトコルに従って実施さ

れて参りましたが、今回、如何なる理由にせよ、キシラジン処置のみの放血殺は、動物に恐怖と精神的苦痛を与えることとなり、極めて重大な規則違反であり、遺憾であります。このことについて、病理解剖にあたった関係教員も深く反省しています。大学として看過できない事実であり、12月20日付け投書の告発内容で疑念をもたれた行為に関して獣医学部長が関係教員に厳重注意を行い、北里大学長へ報告しました。同時にその後の対応措置・処分について検討している最中に、貴会からの要望書が届きました。関係教員に対するさらなる処分はその可否も含めて現在、上部機関で検討中であります。

病理解剖に参加した学生は、当該動物が通常の安楽殺のプロトコールに従った場合と同様な経過で死に至ったと証言していますが、この事実を知ることによって、心を痛めるであろうことは容易に推察されますので、内部告発者はもとより学生に深くお詫びしなければなりません。

今後このような過ちを二度とおこさないよう、学部教職員が一丸となって再発防止に努めて参ります。平成27年2月18日には、当該学部全教員を対象としたFD講習会を開催し、動物の愛護及び適正に関する法律の第41条と3Rの原則の徹底を図りました。これからも実験動物委員会が率先して、学生並びに教職員に対して、講義、教育訓練、ファカルティ ディベロップメントを通して、3Rの啓発活動をより一層推進していきます。

今回のような事例の再発防止のために、中大動物を用いた実習、研究、病理解剖を行う際には、動物実験委員会が毎度、獣医師及び実験動物技術者を現場に派遣し、動物実験計画書に記載された安楽死処分のプロトコールが実行されているかを確認して、その結果を学部長に報告すること、さらにはその他の実験動物もそれに準じた確認を実施することにしました。

2. 食用のために肉を採取したのは事実でしょうか。

証言に食い違いはあるものの、肉が採取されたことは事実でした。

指導的立場にある教員の倫理的・道義的な責任は免れないと考えています。関係教員に対するさらなる処分はその可否も含めて現在、上部機関で検討中であります。

3. 2が事実である場合、採取した肉を食べたり学生等に配ったりした事実はありますか。

採取した肉を食べたり、学生等に配った事実はありませんでした。

採取された肉は採取時のままの状態で冷蔵庫に保管されていましたが、獣医学部長の命により12月24日に全てが焼却処分されています。

4. 過去にも病理実習他、実習で使用した動物について食用に供したことがありますか。

そのような事実はありません。

特別調査委員会の聞き取り調査において、獣医病理学研究室所属教員3名は、過去に病理解剖された動物の肉を食用に供したことは無いと証言し、学生からも同様の証言を得ました。

獣医解剖学実習でも家畜などの大型動物を利用しますが、獣医解剖学では、同一個体を用いて数日間にわたる実習を行うために、安楽殺に続いて防腐措置を行います。従って、獣医解剖学実習ではそのようなことは起こり得ません。

実験で使用した動物を間違っても食用に供することは、倫理的・道義的にもあってはならない行為であり、全く許されない行為であることを、今後も教職員・学生全員に徹底し、動物愛護法の精神を遵守してまいります。

5. 貴大学獣医学部には、動物実験委員会がありますか。ある場合には、学生の実習についても審査の対象としていますか。している場合、当該解剖実習は委員会の承認を得たものでしょうか。

動物実験委員会は、学部並びに大学本部に設置されており、研究並びに教育としての学生実習においても厳正な審査を行っています。

当該の病理解剖に関しては、以下のような手続きが行われています。

北里大学獣医学部では、随時、家畜が学用患者として研究用に提供されます。毎年学用患者として受け入れる概数で申請した「北里大学獣医学部・動物実験・実習計画書(動物実験委員会によって審査済み)」に沿って、以下の様な手続きを行います。まず、大動物診療センターで施設利用者登録を年度の始めに行います。続いて、農家から研究用として病畜の提供を受ける度に、研究目的などを記載した「動物飼育申請書:大動物診療センター申請様式2号」を提出します。これは「北里大学獣医学部・動物実験・実習計画書」の下位に位置する詳細説明を記載した申請書となります。研究終了後には、「動物飼育終了書:大動物診療センター申請様式3号」を提出し、牛の場合は、家畜改良センターに異動届を提出し、完了となります。これらは、農家から病畜を検査・研究用に随時受入可能とするためのシステムで、全ての提供家畜についての記録(カルテを含めた)が保存されます。

6. 5で承認を得たものではなかった場合、貴大学は、当該解剖実習の内容について、事前に把握していましたか。

計画としては事前に承認を得たものですが、現状では随時病畜が搬入されるシステムであり、事前には把握できません。病理解剖となる家畜は、多くの場合、随時搬入され、今回と同様に動物飼育終了書の提出によった事後報告となります。

しかし、今回の事例を受け、今後は、生きた動物の病理解剖においては、事前に、安楽殺の方法を含めた実施要領を動物実験委員会に提出し、許可を受けた上で、当該研究室以外の教員(獣医師)が、安楽殺の現場を確認するようにシステムとなるように改善します。

7. 貴大学では、牛等の大動物について、通常、実習は解剖に用いる際には、どのような殺処分方法を用いていますか。

北里大学獣医学部では、動物愛護管理法に照らした動物の適正な取り扱いに関する基準の一つである「動物の殺処分方法に関する指針」(平成19年11月12日環境省告示第105号)に沿って動物の安楽殺を実施しております。学内では「実習用動物の安楽死に関する獣医解剖学研究室のマニュアル(平成20年1月7日付け)」、「動物の安楽死に関する指針(平成21年4月1日制定:酪農学園大学)」、Handbook of Veterinary Anesthesia 第四版等が利活用されています。

牛の安楽殺についてはキシラジンによる鎮静、ペントバルビタールによる麻酔導入で、その薬用量はマニュアルに記載し、それに従って運用しています。

8. 貴大学では、動物の安楽殺の指針を設けていますか。設けている場合、牛等の安楽殺についてどのように定めていますか。

北里大学獣医学部では、動物愛護管理法に照らした動物の適正な取り扱いに関する基準の一つである「動物の殺処分方法に関する指針」（平成 19 年 11 月 12 日環境省告示第 105 号）に沿って動物の安楽死を実施しております。また、「実習用動物の安楽死に関する獣医解剖学研究室のマニュアル（平成 20 年 1 月 7 日付け）」、「動物の安楽死に関する指針（平成 21 年 4 月 1 日制定；酪農学園大学）」、Handbook of Veterinary Anesthesia 第四版等も利活用されています。

獣医学部の指針は、「実習用動物の安楽死に関する獣医解剖学研究室のマニュアル（平成 20 年 1 月 7 日付け）」を学部全教員に配付し周知しています。

今回の事例を受けて、動物実験委員会では改めてマニュアルを配付し、これを利用した教員の再教育を実施しました（平成 27 年 2 月 18 日）。

9. 1 が事実である場合、貴大学では、当該殺処分方法を妥当な方法であると考えていらっしゃいますか。

今回の事例は適切性を欠く方法で行われたと認識しています。

北里大学獣医学部で規定している安楽殺の方法は 7 番の質問に対する回答の通りであります。それにもかかわらず、今回の事例は所定のプロトコールに従って行われなかった異例のケースでした。

10. 本件について、お知りになったことはありますか。もしあるとすれば、どのような対応をとられましたか。

平成 26 年 12 月 19 日の病理解剖が実施された後に、12 月 20 日付けで本事案に関する内部告発が北里大学長宛にあり、学長からの指示により獣医学部において 12 月 24 日に関係教員に対する調査を実施しました。その結果、安楽殺の経緯と肉の病理解剖棟からの持ち出しの事実を確認し、肉については直ちに回収し焼却処分としました。

獣医学部長から関係教員に対して厳重注意を行い、北里大学長に本件の経緯と学部としての処分内容を報告しました。その後の対応措置・処分について検討している最中に、平成 27 年 1 月 27 日付けの文書が JAVA から、平成 27 年 1 月 29 日付けの文書が貴会から届き、前述の対応を進めているところです。

11. 今後に向けた獣医学部の改善措置について

今後このような過ちを二度と繰り返さぬよう、獣医学部教職員は一人となって再発防止に努めてまいります。平成 27 年 2 月 18 日には、全教員を対象とした FD 講習会を開催し、動物の愛護及び適正に関する法律の第 41 条と 3R の原則の徹底を図りました。これからも実験

動物委員会が率先して、学生並びに教職員に対して、講義、教育訓練、ファカルティ ディベ
ロップメントを通して、3R の啓発活動をより一層推進していきます。